内閣参質二二二第二三号
令和八年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員石垣のりこ君提出サイバー攻撃による不正売買が証券市場全体に及ぼす影響と投資家保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣

参議院議員石垣のりこ君提出サイバー攻撃による不正売買が証券市場全体に及ぼす影響と投資家保護に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「影響」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、お尋ねの「証券会社の取引システムへのサイバー攻撃による不正注文」が内外の市場において行われる取引に影響を及ぼす可能性はあり得るものと認識している。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、必要に応じて、サイバー攻撃に対する金融機関等の対応状況等を把握するとともに、金融機関等に対し、その「取引システム」の適切な管理の在り方等について情報共有を行っている。

二及び三について

お尋ねは、金融商品取引所において行われた株式等の売買の当該取引所による取消しについて問うものと考えるところ、株式会社東京証券取引所等は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百十七条第一項の規定に基づき定めた業務規程において、過誤のある注文により売買が成立した場合であって、

その決済が極めて困難であり、当該取引所の市場が混乱するおそれがあると当該取引所が認めるときに売買を取り消すことができる旨の定めがあり、お尋ねの「不正注文による株価変動が生じた場合、当該不正注文に直接関与していない投資家の売買」や「不正注文によって株価が人為的に上昇した時点で、当該株式を保有していた投資家が通常の売買として売却し、利益を得た場合、その投資家が不正注文に関与していない場合」における当該売買は、一般的には、当該定めの適用対象となることは想定されないと認識している。また、後者の売買の場合において、当該取引所が投資家にお尋ねの「利益の返還」を求めることは、当該業務規程に定められておらず、想定されないものと認識している。

四について

お尋ねの「不正注文によって株価が変動した後、当該変動の影響を受けた売買が多数成立している場合」において「どの範囲の取引を取り消し、どの範囲の取引を有効なものとして維持するか」についての「基準」を直接定める法令上の規定や金融商品取引所の規則等は、承知していない。

五について

お尋ねの「方法」に関する「投資家の救済」の観点からの「利点及び問題点」は、「不正注文」の事案

に関わる証券会社と投資家との間の損害賠償等に係る契約内容や両者の過失の有無、損失の範囲等の事情が個々の取引によって様々であることから、一概にお答えすることは困難である。なお、一般論として申し上げれば、金融商品取引所において、一度成立した株式等の売買を取り消すことは、市場の公正性及び連続性の確保の観点から特に慎重に考える必要があると認識している。

六について

お尋ねの「国内外の市場に広く影響を及ぼした場合」の具体的に意味するところ及びお尋ねの「横断した検討」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、いずれにしても、政府としては、現下の状況を踏まえ、御指摘の「不正アクセス」による被害等を防止するため、金融機関等に対しサイバーセキュリティ対策の強化等について注意喚起を行っているところである。引き続き、「不正アクセス」等に関する実態把握を行うとともに、更なる対応については、必要に応じて検討してまいりたい。